

## 反社会的勢力への対応に関する保険約款の規定例

### 【約款規定例】 自動車保険

#### 第 00 条（重大事由による解除）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者（注 1）が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注 2）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注 2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注 2）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注 2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注 2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注 1）記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。

（注 2）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（２）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者（注 1）が、（１）③アからオまでのいずれかに該当すること。

② 被保険者（注 2）に生じた損害（注 3）または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注 1）賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保

險者以外の者に限ります。

(注2) 自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項における被保険者に限ります。

(注3) 無保険車傷害条項においては、被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(注)

② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(注) 賠償責任条項第00条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) 車両条項の被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

① (4) ①および②の損害(注1)

② 自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害(注2)または傷害。ただし、その損害(注2)または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(注1) 賠償責任条項第00条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(注2) 無保険車傷害条項においては、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

(中略)

第 00 条（保険料の返還－解除の場合）

- （ 1 ） 第 00 条（重大事由による解除）（ 1 ） またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した保険料を返還します。

【約款規定例】 住宅総合保険（火災保険）

第 00 条（重大事由による解除）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（２）（１）の規定による解除が第 00 条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第 00 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第 00 条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（３）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）の規定による解除がなされた場合には、（２）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

（中略）

第 00 条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第00条(重大事由による解除)(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

【約款規定例】 普通傷害保険（傷害保険）

第 00 条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第00条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から

解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

#### 第00条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第00条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第00条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 第00条（重大事由による解除）（1）④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(中略)

第 00 条 (保険料の返還 - 解除の場合)

(1) 第 00 条 (重大事由による解除) (1) の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第 00 条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表 ● に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第 00 条 (重大事由による解除) (2) の規定により、当社がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 略

(5) 略

【約款規定例】 賠償責任保険

第 00 条（重大事由による解除）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（２）当社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

（３）（１）または（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 00 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、次の損害については適用しません。

① （１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の  
損害賠償金の損害

第00条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第00条（重大事由による解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した保険料を返還します。

以上

## 【解 説】

一般社団法人日本損害保険協会では、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、「損害保険業界における反社会的勢力への対応に関する基本方針」（2013年6月）を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行うこととしています。

この方針に基づき、損保協会会員会社では、損害保険約款に暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との関係を遮断することにしておりますが、この取り組みを推進するため、主要な保険種目について、暴力団排除条項の規定例を策定しました。

なお、規定例のうち、自動車保険、住宅総合保険（火災保険）および普通傷害保険（傷害保険）につきましては、損害保険料率算出機構が作成している標準約款をベースに規定例を作成しております。

### （基本的な考え方）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力等に該当した場合（注1）（注2）には、保険契約を解除するとともに、反社会的勢力等に該当したとき以降に発生した保険事故については保険金を支払いません（注3）。

（注1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

（注2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる者、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者も同様とする。

（注3）自動車保険の賠償責任条項および賠償責任保険等における賠償保険金の支払いは除く。

なお、暴力団排除条項による解除権は保険法（平成20年法律第56号）の重大事由による解除（第30条、第86条）に準拠しており、告知義務違反による解除権とは異なり、保険法上、契約の締結時や解除権発生時からの行使期間制限（5年）や会社が知ったときからの行使期間制限（1か月）はありません。

★ 本規定例は、損保協会会員会社における反社会的勢力への対応の参考の用に供するものであり、各社を拘束するものではありません。